

第544回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年4月19日（火）

午前10時

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 有効期間満了に伴うます網漁業の許可の取扱いについて【協議】

(2) 第1種区画漁業権（真珠養殖業）と第2種共同漁業権（張網漁業）の一斉切替に係るスケジュール（案）について【協議】

(3) 令和4年度事業計画について【協議】

(4) 令和3年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果について【報告】

(5) 令和4年度漁業調整関係業務について【報告】

(6) その他

7 閉 会

有効期間満了に伴うます網漁業の許可の取扱いについて

令和4年4月19日

霞ヶ浦北浦水産事務所漁業調整課

1. 許可すべき漁業者の数について

(1) 許可の定数の推移について

- ・ 「ます網漁業（張網漁業）」は、第2種共同漁業権の設定されていない水域において、ます網（小型定置網）を用い、こい・ふな等水産動物を採捕し、営む知事許可漁業である。
- ① 同漁業は、昭和39年8月に旧大和漁業協同組合からの要望により旧麻生町地先の北浦に6隻、昭和40年6月に旧香澄（牛堀）漁業協同組合からの要望により旧牛堀町地先の霞ヶ浦に6隻の許可が発給され、昭和40年12月13日茨城県告示第1449号により、各々の許可数が定数として定められた。
- ② 昭和45年には、旧浮島漁業協同組合及び旧本新島漁業協同組合の要望により、新利根川河口部の霞ヶ浦に11件の定数が追加公示された（昭和45年5月18日茨城県告示第682号）。
- ③ 昭和54年には、旧潮来町漁業協同組合からの要望により、旧潮来町地先の北浦に8件の定数を追加公示し（昭和54年5月1日茨城県告示第656号）。
- ④ 昭和58年にも同漁業協同組合からの要望で8件の定数が追加公示された（昭和58年7月18日茨城県告示第1067号）。
- ⑤ このうち、昭和40年に許可した旧牛堀町地先の同許可については、第2種共同漁業権漁場内に許可があったため、漁業権一斉切り替え時に第2種共同漁業権に組入れるという理由から、平成5年8月9日茨城県告示第961号において廃止された。
- ⑥ また、平成24年6月11日茨城県告示第686号において従来の公示による定数の管理を廃止し、許可に関する取扱方針による定数管理へ移行した。
- ⑦ 令和2年12月1日付、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（以下、「規則」という。）の改正施行に伴い、同規則第11条の規定により、全ての知事許可において、新たに許可をするにあたっては、制限措置の内容として「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（以下、「許可すべき漁業者の数」という。）」の公示が義務付けられたことから、取扱方針における定数管理についても廃止した。

表1 ます網漁業における定数の推移

区域	操業区域	① 昭和40	② 昭和45	③ 昭和54	④ 昭和58	⑤ 平成5	⑥ 平成25	⑦ 令和2
ア	行方市宇崎に設置した第7号禁止区域禁漁区基点と同点から215度370メートルの点に設置した標柱を結んだ線及び同市宇崎の湖岸線とによって囲まれた水面。	6	6	(6)	6	6	6	廃止
イ	(行方郡牛堀町大字上中北利根橋から上流へ900メートルの北利根川)	6	6	(6)	6	廃止		
イ	稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻突端と同市新島干拓堤防に設置した国交省霞ヶ浦キロ杭建右3.50とを結んだ線以南の霞ヶ浦		11	(11)	11	11	11	廃止
ウ	潮来市洲崎と鹿嶋市大字大船津との間に架設された神宮橋の中央線、次の基点第1号(ア)を結んだ線、鹿嶋市湖岸線及び潮来市湖岸線とによって囲まれた区域(ただし、第2種共同漁業件漁場区域を除く。) 基点第1号 鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標柱 (ア) 基点1号から326度38分潮来市米島突端			8	16	16	16	廃止

(2) 要望・実態調査結果について(第543回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会報告事項)

- 区域(ウ)潮来市洲崎地先(北浦)においては、10件(7人)のうち、2件(2人)について、廃業見込みの意思が示されるとともに、同区域で3件(3人)の新規希望があった。このうち2件は廃業見込み者から後継者への承継にあたる新規希望であり、残り1件は新規着業希望であった。
- 1件の新規着業希望の取扱いについては、令和3年12月15日付霞水第204号で実施した実態調査結果及び当該漁場を利用している潮来漁業協同組合に対する聴取調査の結果から、当該新規着業については「漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がない」と判断し、「許可をすべき漁業者の数」の対象とすることとする。

表2 漁協別のます網漁業の操業実績者数と許可満了に伴う廃業見込み

区域	操業区域	回答漁協	項目	現許可	操業実績	廃業見込	新規希望	許可すべき漁業者の数(案)
ア	行方市宇崎に設置した第7号禁止区域禁漁区基点と同点から215度370メートルの点に設置した標柱を結んだ線及び同市宇崎の湖岸線とによって囲まれた水面。	きたうら広域漁業協同組合	許可件数	3件	3件	0件	0件	3人
			漁業者の数	3人	3人	0人	0人	
イ	稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻突端と同市新島干拓堤防に設置した国交省霞ヶ浦キロ杭建右3.50とを結んだ線以南の霞ヶ浦	霞ヶ浦漁業協同組合	許可件数	10件	3件	0件	0件	4人
			漁業者の数	4人	1人	0人	0人	
ウ	潮来市洲崎と鹿嶋市大字大船津との間に架設された神宮橋の中央線、次の基点第1号(ア)を結んだ線、鹿嶋市湖岸線及び潮来市湖岸線とによって囲まれた区域(ただし、第2種共同漁業件漁場区域を除く。) 基点第1号 鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標柱 (ア) 基点1号から326度38分潮来市米島突端	潮来漁業協同組合	許可件数	10件	5件	2件	3件	8人
			漁業者の数	7人	2人	2人	3人	

2. 建網漁業のうちます網漁業（張網漁業）の許可に関する取扱方針の改正について（案）

（1）許可の条件（設置するます網の統数）について

- ・ 当該漁業許可については、規則第4条第2項の規定から、当該漁業ごとに許可を受けなければならないいわゆる「対人漁業」とされている。
- ・ 当該漁業許可については、許可の条件により、「ます網の設置は、1ヶ所1統でなければならない」との条件があり、このことから、現在、操業区域内において、複数統のます網を設置する者は、1人に対し複数の許可が発給されている状態にある。
- ・ これについて、1. で記載のとおり、令和2年12月の規則改正施行に伴い、全ての知事許可において、新たに許可をするにあたっては、制限措置の内容として「許可をすべき漁業者の数」の公示が義務付けられたことから、現在の漁業者1人に対し、複数の許可が発給されている状態を是正し、漁業者1人に対し、発給する許可の数は、1件と改める必要が生じた。
- ・ しかしながら、許可の条件として、現在の「ます網の設置は、1ヶ所1統でなければならない」と規定されたままであると、複数の統数を設置し、ます網漁業を営んでいた漁業者が引き続き当該漁業を同一の条件で営めなくなることから、今般、その対応として、当該漁業許可の取扱方針を別添案のとおり改訂し、これまで、複数統ます網を設置し営んでいた者について同一の統数で営めるものとする。

表3 ます網漁業の許可における許可の取扱い方針改正案（抜粋）

改正案	現行
<p>(許可の条件)</p> <p>第7 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)ます網の設置は、1統でなければならない。ただし、許可の有効期間の満了日に許可を2以上有する者については、その許可の統数以内とする。</u></p> <p>(2)ます網の設置は、水ぎわから90メートル以内でなければならない。</p>	<p>(許可の条件)</p> <p>第7 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)ます網の設置は、1ヶ所1統でなければならない。</u></p> <p>(2)ます網の設置は、水ぎわから90メートル以内でなければならない。</p>

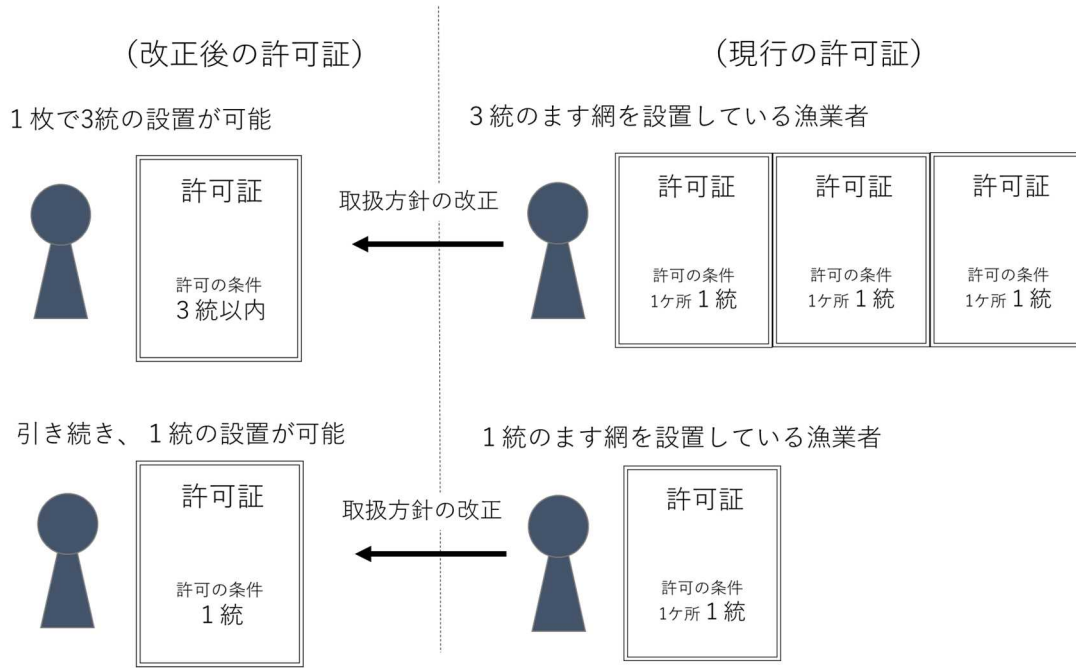


図1 許可証と設置するます網の統数の変更に関するイメージ

改正(案)	現行
<p style="text-align: center;">建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨) 第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第4号の規定による建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(許可についての適格性) 第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。</p> <p>(制限措置) 第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 ます網漁業(張網漁業)</p> <p>(2) 許可をすべき漁業者の数 漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p>(3) 船舶の総トン数 2.5トン以下とする。</p> <p>(4) 推進機関の馬力数 80キロワット以下とする。</p> <p>(5) 操業区域 次のうちのいずれかとする。 ア 行方市宇崎に設置した第7号禁止区域禁漁区基点と同基点から215度370メートルの点に設置した標柱を結んだ線及び同市宇崎の湖岸線とによって囲まれた水面 イ 稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻突端と同市新島干拓堤防に設置した</p>	<p style="text-align: center;">建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨) 第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第4号の規定による建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(許可についての適格性) 第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。</p> <p>(制限措置) 第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 ます網漁業(張網漁業)</p> <p>(2) 許可をすべき漁業者の数 漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p>(3) 船舶の総トン数 2.5トン以下とする。</p> <p>(4) 推進機関の馬力数 80キロワット以下とする。</p> <p>(5) 操業区域 次のうちのいずれかとする。 ア 行方市宇崎に設置した第7号禁止区域禁漁区基点と同基点から215度370メートルの点に設置した標柱を結んだ線及び同市宇崎の湖岸線とによって囲まれた水面 イ 稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻突端と同市新島干拓堤防に設置した</p>

国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 3.50 とを結んだ線以南の霞ヶ浦
ウ 潮来市洲崎と鹿嶋市大字大船津との間に架設された神宮橋の中央
線、次の基点第 1 号と(ア)を結んだ線、鹿嶋市湖岸線及び潮来市湖
岸線とによって囲まれた区域(ただし、第 2 種共同漁業権漁場区域を
除く。)

基点第 1 号 鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標柱

(ア) 基点第 1 号から 326 度 38 分潮来市米島突端

(6) 漁業時期

3 月 1 日から翌年 1 月 20 日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

ア 第 5 号における操業区域アの場合は、行方市宇崎地区に主たる住
所を有する者

イ 第 5 号における操業区域イの場合は、稲敷市浮島地区、上須田地
区に主たる住所を有する者

ウ 第 5 号における操業区域ウの場合は、潮来市に主たる住所を有す
る者

(許可の基準)

第 4 規則第 11 条第 7 項の規定による許可の基準について、許可の優先順
位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序によ
る。

(1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の操業実績を
有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序によ
る。

(1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序によ
る。

国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 3.50 とを結んだ線以南の霞ヶ浦
ウ 潮来市洲崎と鹿嶋市大字大船津との間に架設された神宮橋の中央
線、次の基点第 1 号と(ア)を結んだ線、鹿嶋市湖岸線及び潮来市湖
岸線とによって囲まれた区域(ただし、第 2 種共同漁業権漁場区域を
除く。)

基点第 1 号 鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標柱

(ア) 基点第 1 号から 326 度 38 分潮来市米島突端

(6) 漁業時期

3 月 1 日から翌年 1 月 20 日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

ア 第 5 号における操業区域アの場合は、行方市宇崎地区に主たる住
所を有する者

イ 第 5 号における操業区域イの場合は、稲敷市浮島地区、上須田地
区に主たる住所を有する者

ウ 第 5 号における操業区域ウの場合は、潮来市に主たる住所を有す
る者

(許可の基準)

第 4 規則第 11 条第 7 項の規定による許可の基準について、許可の優先順
位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序によ
る。

(1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の操業実績を
有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序によ
る。

(1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序によ
る。

<p>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。</p> <p>7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第7 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>ます網の設置は、1統でなければならない。ただし、許可の有効期間の満了日に許可を2以上有する者については、その許可の統数以内とする。</u></p> <p>(2) ます網の設置は、水ぎわから90メートル以内でなければならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければ</p>	<p>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。</p> <p>7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。</p> <p>(継続許可)</p> <p>第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。</p> <p>(承継許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第7 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ます網の設置は、1ヶ所1統でなければならない。</p> <p>(2) ます網の設置は、水ぎわから90メートル以内でなければならない。</p> <p>(資源管理の状況等の報告)</p> <p>第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければ</p>
---	--

ならない。

付 則

- 1 この方針は，令和2年12月1日から施行する。

付 則

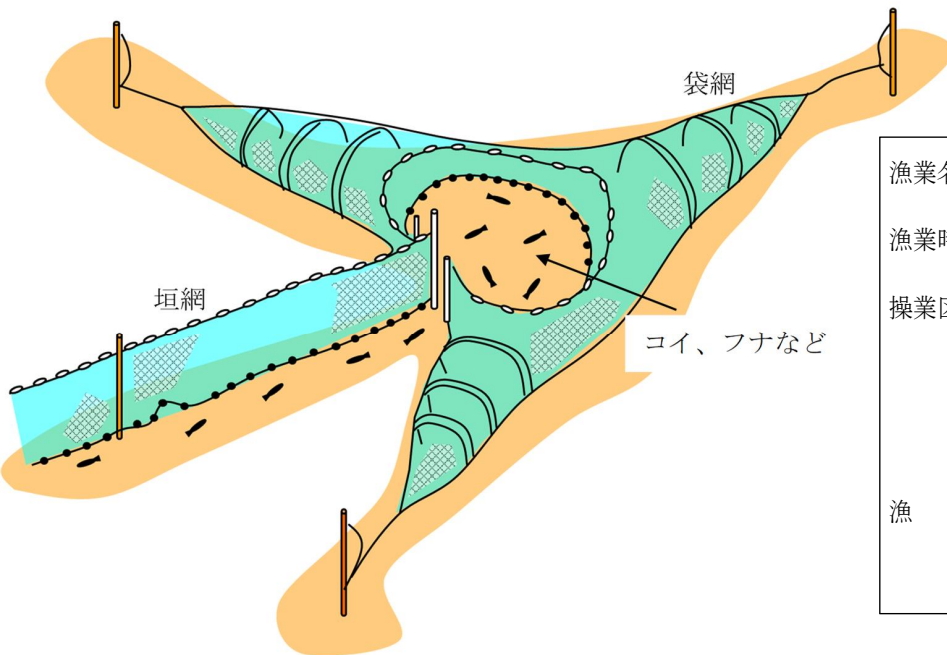
この方針は，令和4年 月 日から施行する。

ならない。

付 則

- 1 この方針は，令和2年12月1日から施行する。
- 2 建網漁業のうちます網漁業(地方名称：張網漁業)の許可に関する取扱方針（平成28年5月25日施行）は令和2年12月1日から廃止する。

ます網漁業(知事許可漁業)の概要



漁業名称：ます網（張網）

漁業時期：3月1日～翌1月20日

操業区域：第2種共同漁業権漁場外における

知事許可漁業の指定沿岸区域

（行方市宇崎、稲敷市浮島、潮来市洲崎）

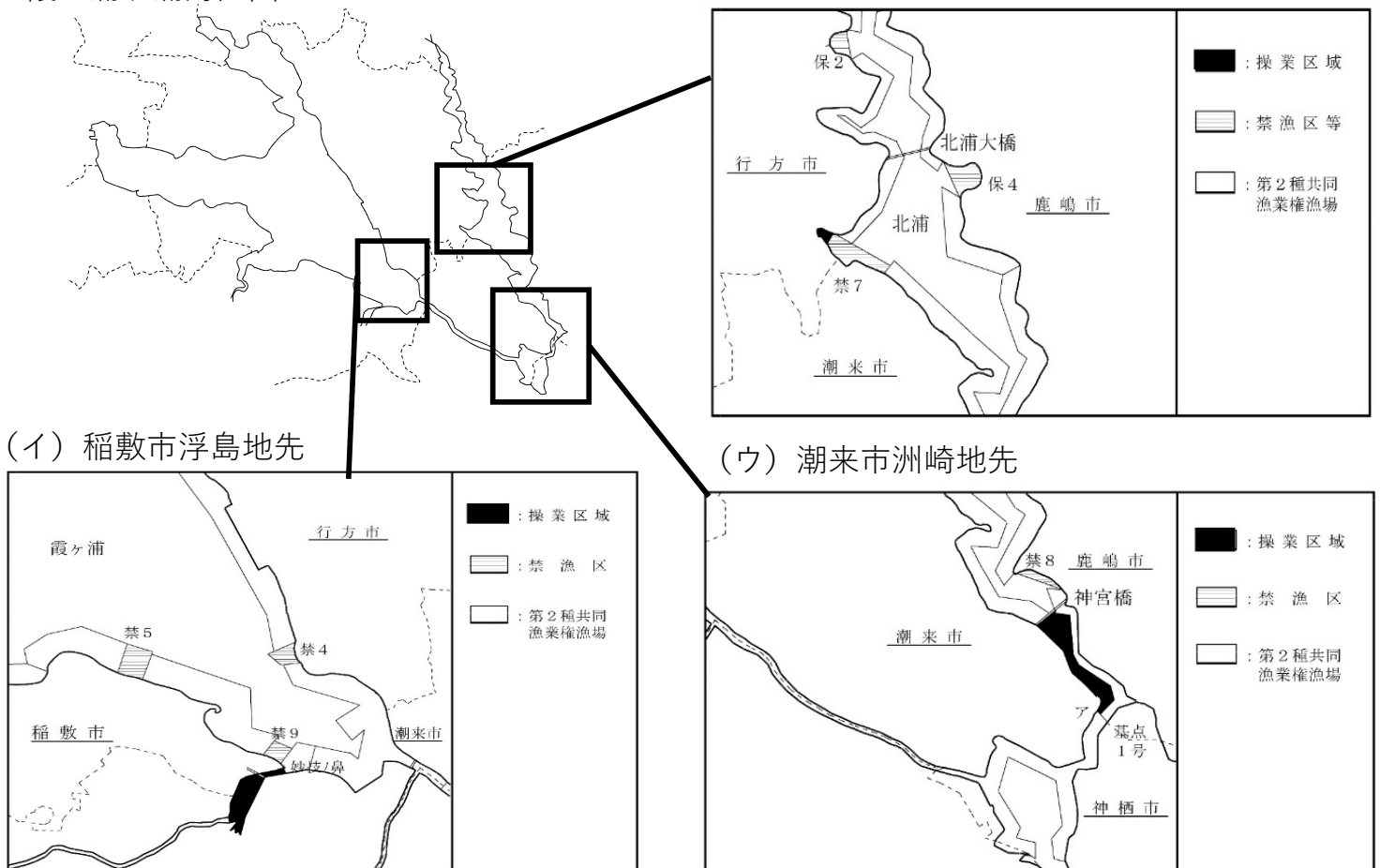
漁法：岸から沖に壁のように網を張り、泳いできた

魚が沖の袋網の中に入るのを待って獲る漁法

操業区域

霞ヶ浦北浦海区図

(ア) 行方市宇崎地先



ます網漁業の実態調査結果

1. 実態調査について

【目的】

令和4年7月27日をもって許可の有効期間が満了する「ます網漁業」について、当該漁業の許可を行うにあたり、操業実態等を調査した

【調査方法】

調査対象：当該漁業許可を受有している漁業者

調査内容：①許可更新の意向調査

②過去3年分（R1年7月～R3年12月）の実績調査

調査方法：所属漁協を通じ照会

（令和3年12月15日付霞水第204号）

(1) 許可件数の推移

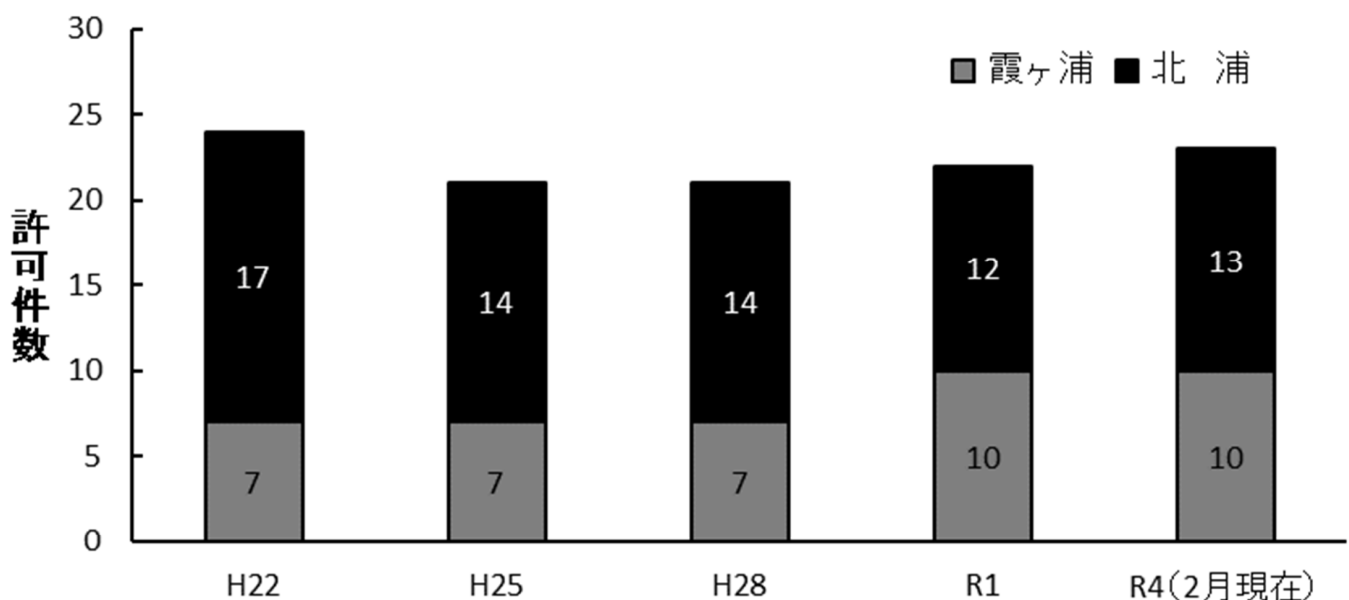


図1 ます網漁業の許可一斉更新時の許可件数の推移

許可件数は、平成22年から令和4年にかけて横ばいであった

(2) 意向調査

表1 漁協別のます網漁業の操業実績者数と許可期間満了に伴う廃業見込み

漁協又は地区	霞ヶ浦 漁協	霞ヶ浦 地区 合計	きたうら 広域 漁協	潮来 漁協	北浦 地区 合計	霞北 海区 全体
現許可件数 (現許可受有者数)	10 (4)	10 (4)	3 (3)	10 (7)	13 (10)	23 (14)
操業実績件数 (操業実績者数)	3 (1)	3 (1)	3 (3)	5 (2)	8 (5)	11 (6)
廃業予定件数 (廃業予定者数)	0	0	0	2 (2)	2 (2)	2 (2)
新規希望件数 (新規希望者数)	0	0	0	3 (3)	3 (3)	3 (3)

過去3年間で操業実績者数は霞ヶ浦地区が1人、北浦地区が5人、
 廃業予定者は霞ヶ浦地区が0人、北浦地区が2人、
 新規許可希望者は霞ヶ浦地区では0人、北浦地区が3人であった

(3) 操業実績

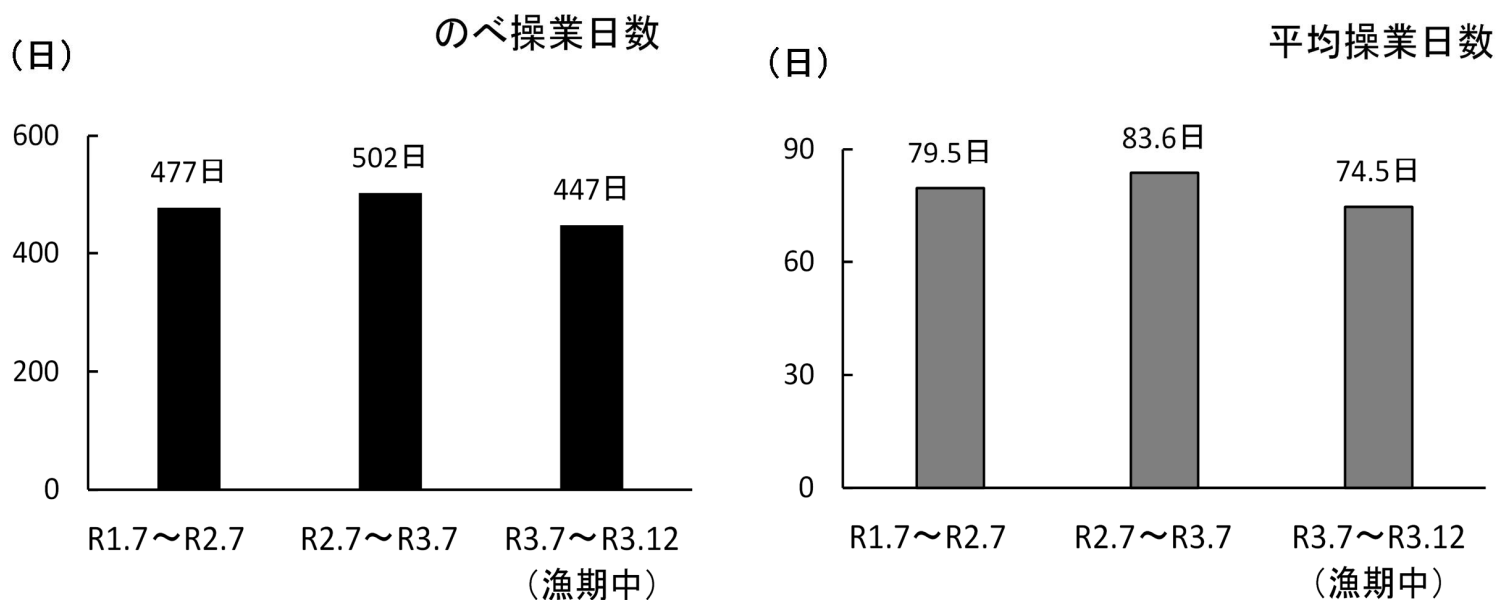


図2 漁期別操業実績者ののべ操業日数及び1人あたり平均操業日数

過去2年間（R1年漁期、R2年漁期）では、漁期別での操業実績者における
 のべ操業日数及び1人あたりの平均操業日数は横ばいであった

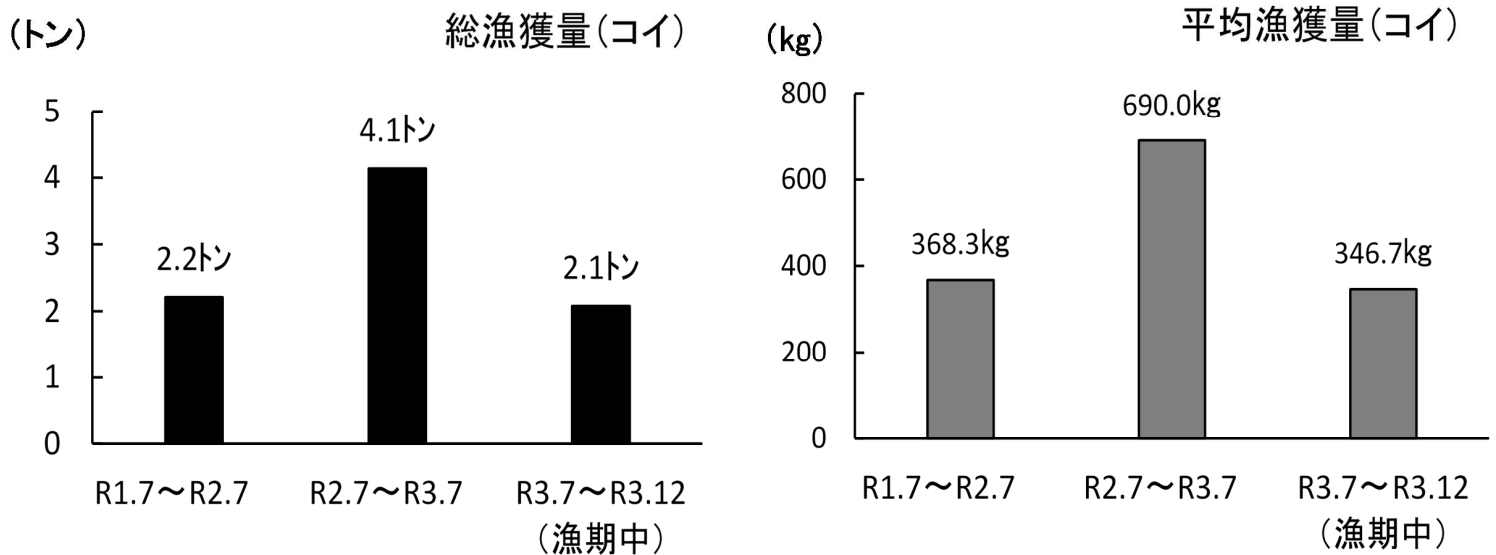


図3 漁期別操業実績者の総漁獲量及び1人あたり平均漁獲量（コイ）

過去2年間（R1年漁期、R2年漁期）では、漁期別での操業実績者における総漁獲量、並びに1人あたりの平均漁獲量は増加した

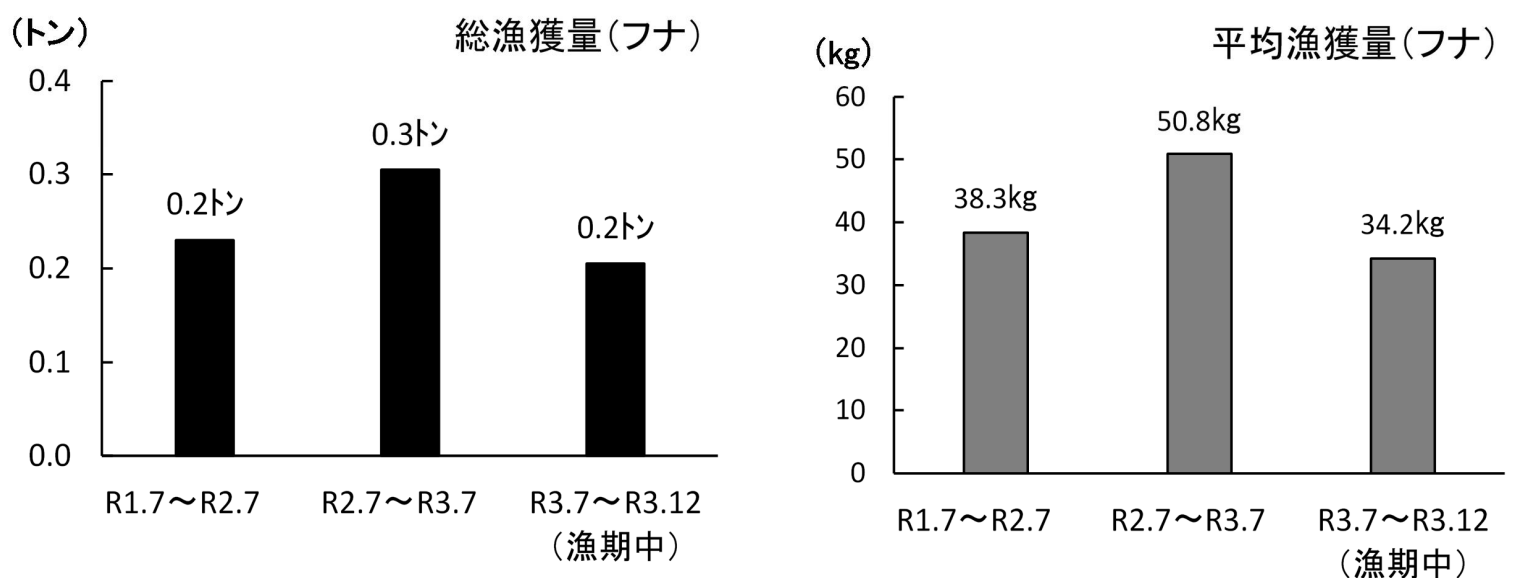


図4 漁期別操業実績者の総漁獲量及び1人あたり平均漁獲量（フナ）

過去2年間（R1年漁期、R2年漁期）では、漁期別での操業実績者における総漁獲量、並びに1人あたりの平均漁獲量は増加した

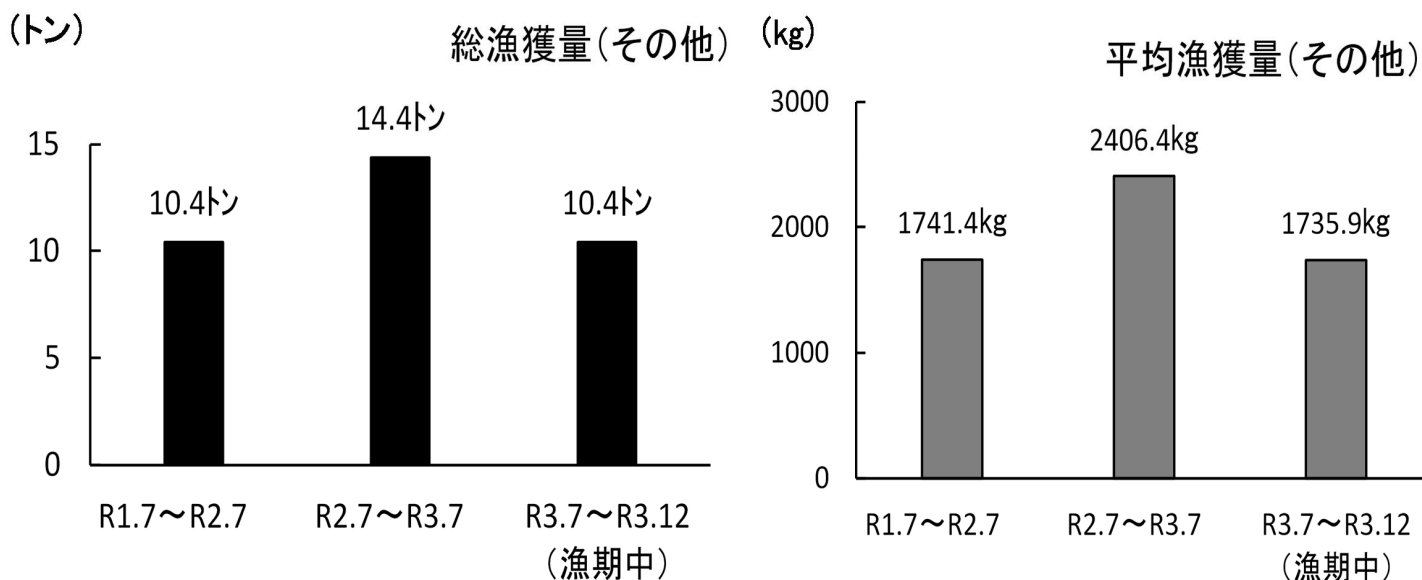


図5 漁期別操業実績者の総漁獲量及び1人あたり平均漁獲量（その他魚類）

過去2年間（R1年漁期、R2年漁期）では、漁期別での操業実績者における総漁獲量、並びに1人あたりの平均漁獲量は増加した

2. 今後のスケジュールについて（案）

令和4年4月	第544回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 ・有効期間満了に伴うます網漁業の許可の取扱いについて（協議） 1. 許可すべき漁業者の数について 2. 建網漁業のうちます網漁業（張網漁業）の許可に関する取扱方針の改正について
5月	第545回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 ・制限措置※、許可を申請すべき期間及び許可の基準の諮問 ※制限措置（1）漁業種類 （2）許可をすべき漁業者の数 （3）船舶の総トン数 （4）推進機関の馬力数 （5）操業区域 （6）漁業時期 （7）漁業を営む者の資格
5月	制限措置等の公示（県報） 許可申請の受付開始（1ヶ月間）
6月	許可申請の受付終了 申請内容の審査
7月	当該漁業許可の発給（令和4年7月28日から5年間）

第1種区画漁業権(真珠養殖業)と第2種共同漁業権(張網漁業)の 一斉切替に係るスケジュール(案)について

令和4年4月19日

霞ヶ浦北浦水産事務所漁業調整課

1. 免許期間

平成25年9月1日から令和5年8月31日まで(現在)

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで(次回)

2. 切替えスケジュールの概要

	月	事項	内容
R 4	4~8月	意向調査 行使実態調査	漁場計画 関係漁協・行使者を対象に継続意向調査、意見聴取、 行使実態調査を実施 関係者・関係機関との調整(利害関係人の意見聴取等) (法第64条第1項) 委員会における免許切替えの基本方針案の事前協議 委員会における漁場計画の策定状況の報告 委員会における漁場計画案の事前協議 知事から委員会あて漁場計画の諮問(法第64条第4項) 公聴会(法第64条第5項) 委員会から知事あて答申 漁場計画の樹立(県報掲載)(法第64条第6項)
	6~11月	関係機関調整	
	9月	基本方針	
	11月	策定状況報告	
	12月	漁場計画	
	1月	委員会諮問	
	2月	公聴会	
	2月	委員会答申	
	3月	決定公示	
R 5	6~7月	免許申請	免許申請書受付(法第69条第1項) 適格性の審査(法第72条) 知事から委員会あて諮問(法第70条) 委員会から知事あて答申 免許状交付(法第69条) 県報掲載
	7~8月	審査	
	8月	委員会諮問 答申	
	8月	免許	
	9月	公示	

※「法」は漁業法を示す

法令抜粋

漁業法

(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かななければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かななければならない。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

漁業権について

令和4年3月
水産庁

漁業権制度について

- 漁業権制度とは、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度。
- 漁業権は、漁「場」ではなく、漁「業」を排他的に営む権利であり、免許を受けた漁業を営むことを妨げるもの（漁業権侵害）に対する排除・予防が可能だが、漁業権侵害でない限り、同じ漁場内で他の活動を行うことは可能。
- 漁業権は、①共同漁業権（採貝採藻など）、②区画漁業権（真珠養殖、藻類養殖や魚類小割り式養殖など）及び③定置漁業権（大型定置など）の3種類に大別。

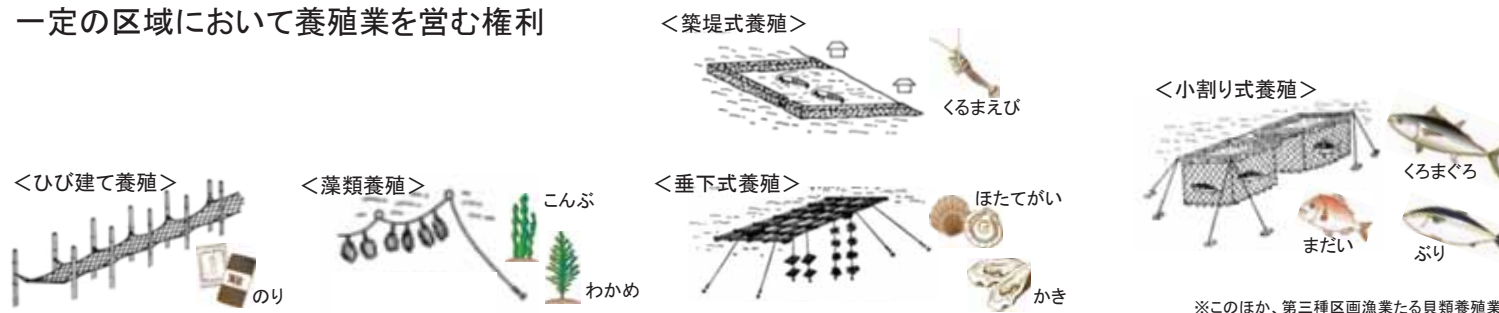
■ 共同漁業権（存続期間：10年）

- ・ 採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利



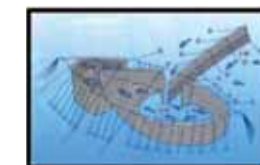
■ 区画漁業権（存続期間：5年又は10年）

- ・ 一定の区域において養殖業を営む権利



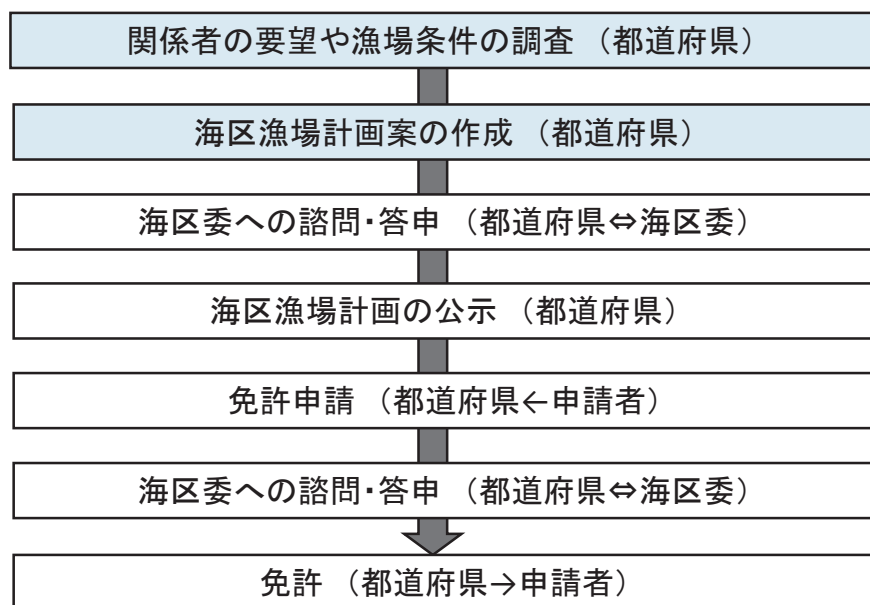
■ 定置漁業権（存続期間：5年）

- ・ 大型定置（身網の設置水深が原則27m以上の定置）等を営む権利
※ 小型定置は、共同漁業権等に位置付け。



H30年漁業法改正での見直し①（海区漁場計画の作成）

- 漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から最も適切な海区漁場計画を作成を法定（内水面にあっては内水面漁場計画）。
- 海区漁場計画の案を作成する段階から、漁業経営の改善や養殖経営の展開を図ろうとする者など積極的に海面を活用する意欲ある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整することが重要。



○海面利用制度等に関するガイドライン

- ・ 利害関係人として意見を述べようとする者は、利害関係のあることを疎明する必要。
- ・ **聴取した意見についての検討結果は、公表**しなければならず、例えば、パブリックコメントにおける方法に準じて具体的に公表することが適当。
- ・ 都道府県知事は、その**手続の透明性・公平性を確保**することが重要であり、新規参入を不当に制限することのないよう必要な措置を講ずる必要。同時に反社会的勢力やそれに関連するものが不当に関与することを排除する必要。
- ・ 新規漁場については、**関係する漁業者・漁協等と協議し、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保した上で海区漁場計画を作成。**

H30年漁業法改正での見直し②（免許の優先順位）

- 改正前の制度は、法律で詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定。
- 自ら漁業を営まない者による漁場利用の固定化の防止に寄与してきた反面、漁業権の存続期間満了時に、優先順位のより高い別の者が申請してきた場合には、現に漁業を営んでいる既存の漁業権者が再度免許を受けられないこととなるため、経営の持続性・安定性を阻害しかねない状況。
- 現在は、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、**漁場を適切かつ有効に活用している漁業者については、優先して免許。**（第73条）

	改正後	改正前
共同漁業権	団体漁業権：漁協（管理）	漁協（管理）
定置漁業権	個別漁業権：漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 （上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許）	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 ③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下14位まで法定
区画漁業権	団体漁業権：漁協（管理） 個別漁業権：漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 （上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許） ※ 団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、利害関係人等の意見を聴いた上で漁場の活用の現況等を踏まえ決定	漁業者 （区画） （真珠養殖業） ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 ②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定 （真珠養殖業以外） ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 ②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定 （特定区画） ①地元漁協（自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。） ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定

H30年漁業法改正での見直し③（「適切かつ有効」）

海面利用制度等に関するガイドライン

- 「適切かつ有効」に活用とは、**漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況**をいう。
- 「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断することは適当ではなく、**漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当**と考えられる。

【適切の判断基準の具体例】

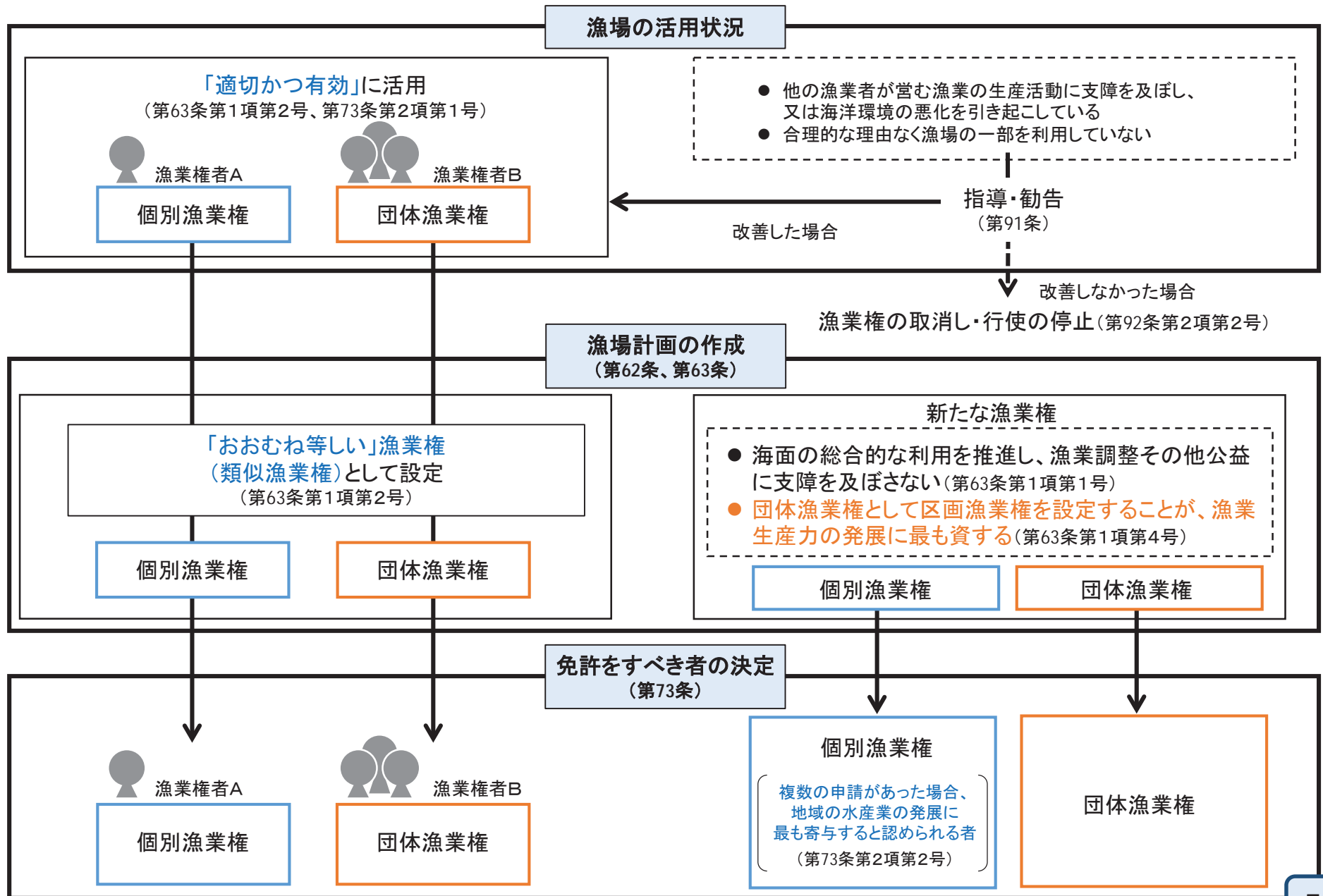
- ①漁業関係法令を遵守している
- ②漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- ③漁場紛争が起きていない又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- ④資源管理を適切に実施している
- ⑤漁場改善計画に基づく取組が行われている

【有効の判断基準の具体例】

- ①操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している
- ②養殖密度等が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる



- 次の場合の「適切かつ有効」の判断に活用する**チェックシート**を別添としており、都道府県はこれにより運用する。
 - ① **法第63条第1項第2号（海区漁場計画の要件等）**
 - ② **法第73条第2項第1号（免許をすべき者の決定）**
 - ③ **法第91条（指導及び勧告）**
- 制度運用が適切に実施された上で、**法第91条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後にそのことが改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているもの**と考えられる。
- 漁業関係以外を含め法令違反の態様が悪質である場合や、指導又は勧告を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合、一旦「適切かつ有効」に活用されていると判断されてもその後改善前の状況に戻った場合は、「適切かつ有効」に該当しない。

(参考1) 海区漁場計画の作成から漁業権の取得までの流れ



(参考2) 免許の状況 (H30年)

(H30.9~H31.4の切替え状況)

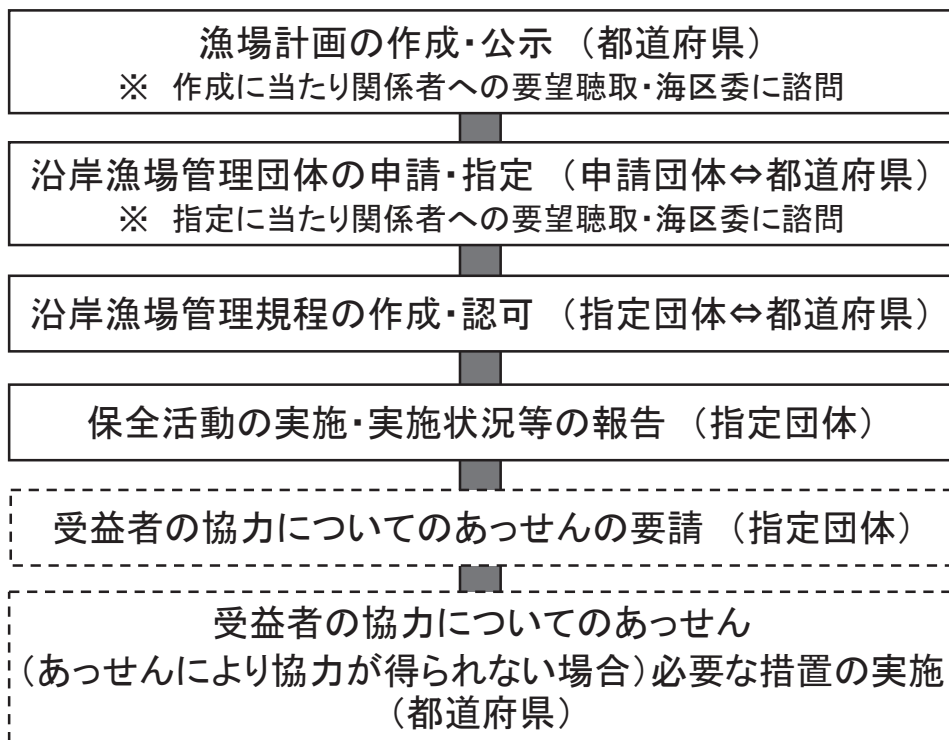
	共同漁業権	区画漁業権	定置漁業権
漁業権の内容	採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利	一定の区画において養殖業を営む権利 	定置網を設置して漁業を営む権利 
存続期間	10年	10年又は5年	5年
免許者	地元漁協(団体) (組合員行使権者が行使)	漁業者(個別) 又は 漁協(団体) 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許	漁業者(個別) 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
漁業権数(14,573)	4,931	7,858	1,784
うち法人の参入状況	①法人が漁業権者として直接免許されている漁業権数(漁協以外)	—	—
	②法人が漁協の組合員として権利行使している漁業権数(※)	—	—
	③法人の例	大手水産子会社、建設会社、真珠生産・販売会社、地元漁業会社等	製網会社、建設会社、地元漁業会社等

(※) 沿海地区漁協の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1,500トン~3,000トン(定款で設定)以下であるものは、組合の組合員たる資格を有する。(水産業協同組合法第18条)

(参考3) 沿岸漁場管理制度

- 沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動は、良好な漁場を維持し、漁業生産力の発展に資するものであり、漁場を利用する者が広く裨益する様々な活動を実施。
- こうした保全活動は従来から漁協が組合員のための事業として実施し、要する費用については任意で漁協が組合員以外の企業などからも協力金等として徴収。また、協力金等の徴収根拠等については、一部の企業から不透明との指摘もある。
- **都道府県知事の管理の下で、こうした保全活動を透明性を向上させて持続的に実施。**さらに、保全活動による受益者の協力が得られない場合は都道府県知事にあっせんを求め、都道府県知事はあっせんや必要な措置を講ずることとなる。(第109条～第116条)

沿岸漁場管理の流れ



※ 漁場の保全活動を本制度によらず漁協の自主的な活動として行う場合には、従前どおり実施することが可能。

(保全沿岸漁場の位置・区域、保全活動の種類を規定)

(適格性等について審査)

- 保全活動の実施期間・区域、内容、遵守すべき事項、受益者の負担額・算定根拠・用途等を規定
- 知事は、差別的な内容かどうか、負担額の妥当性等について審査

- 実施状況や収支状況を都道府県知事に報告
- 知事は、報告内容を海区委に報告

必要に応じて実施

- 漁業法上の必要な措置は、海区漁場計画の策定・変更の際、指定団体からの意見の尊重等

(参考4) 海区漁業調整委員会

- 海区漁業調整委員会は、漁業者や漁業従事者が主体となった漁業秩序をつくる観点から設置。
- 漁業権の免許等に係る答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示など、法律に基づく権限を有する。

海区漁業調整委員会の設置

海区漁業調整委員会は、海面等について、大臣が定めた海区ごとに設置。

28都府県において1海区、漁業状態の異なる道県では数海区設置され、全国で64海区。

※「海面等」には、海面のほか、海面として指定された琵琶湖等の湖沼を含む。

海区漁業調整委員会の権限

海区漁業調整委員会は、漁業者と漁業従事者が主体となった漁場秩序をつくる観点から、以下の権限を有する。

(主な権限)

- 海区漁場計画の策定、漁業権の免許、都道府県資源管理方針の策定等について、知事の諮問機関として、調査審議し、意見をいう
- 漁業調整のために、関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をする
- 入漁権の設定、変更、消滅についての裁定を行う
- 土地等の使用について、知事に意見を述べ、当事者間の協議が不調の時は裁定する

漁業調整委員会の構成

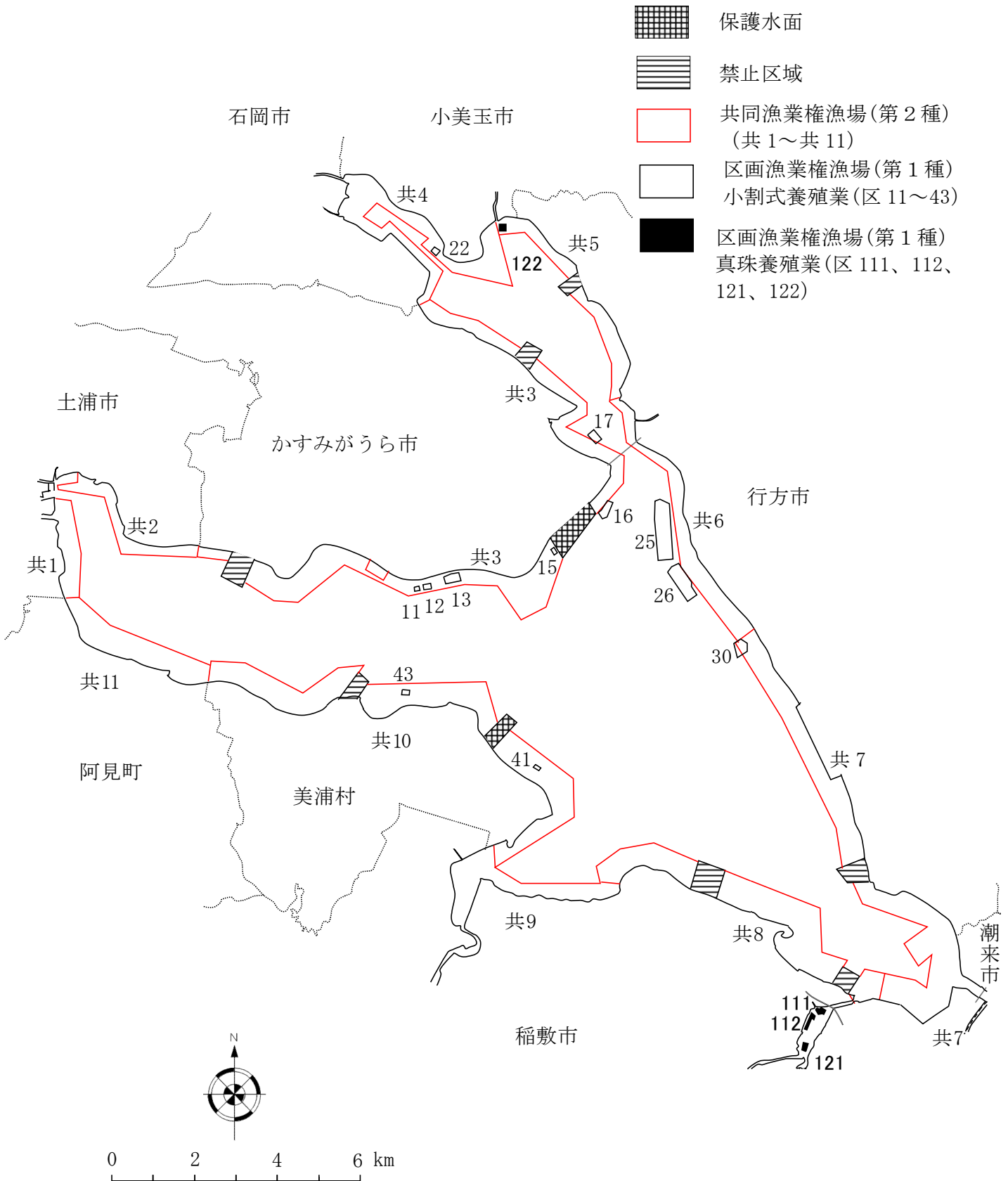
海区漁業調整委員会は、漁民委員、学識経験委員、中立委員の計15名から構成。

漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命。

※ 大臣が指定する海区の委員は10名(漁民委員6名、学識経験委員・公益代表委員4名)

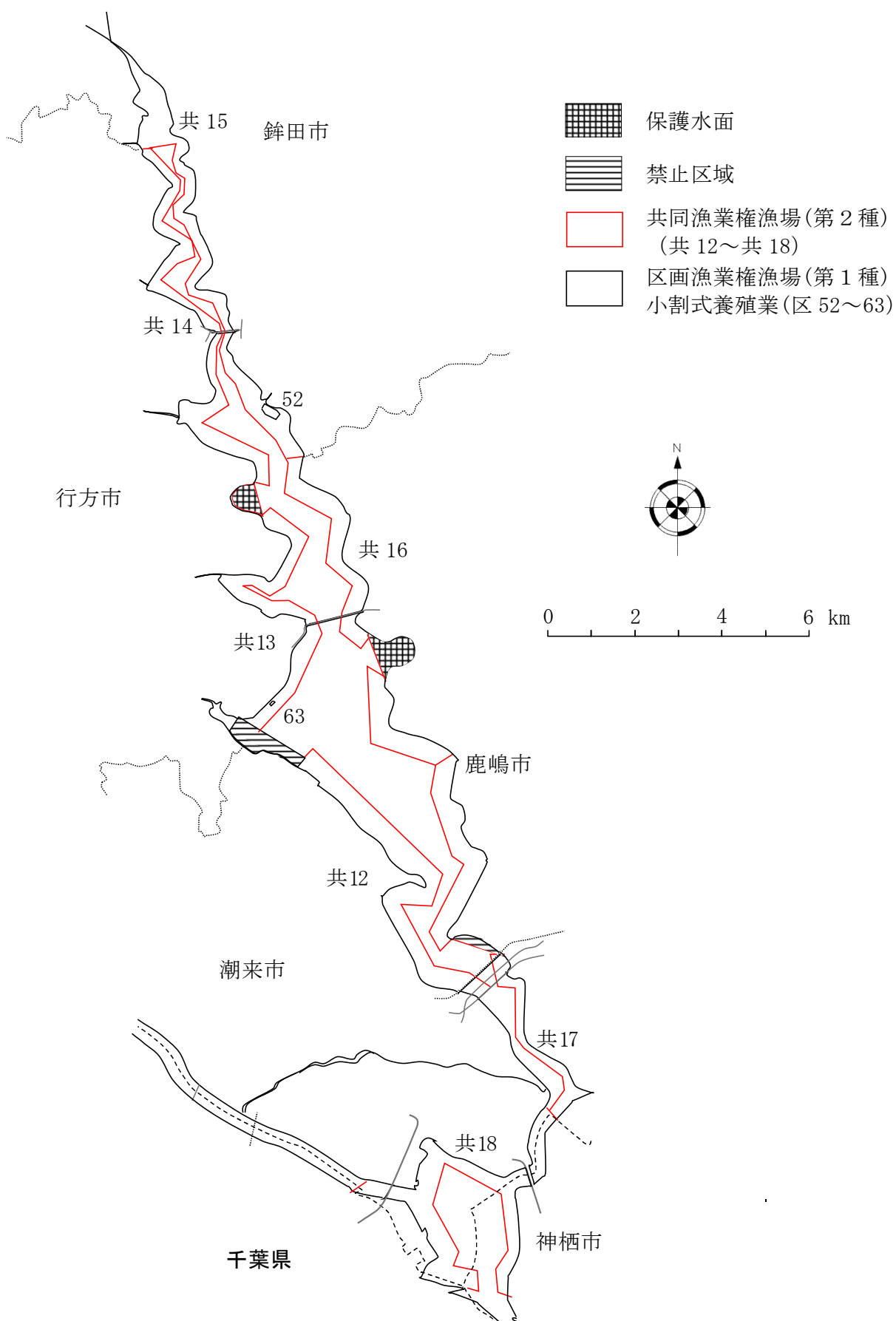
霞ヶ浦北浦海区の漁場図(霞ヶ浦)

(令和3年10月1日現在)



霞ヶ浦北浦海区の漁場図(北浦)

(令和3年10月1日現在)



令和4年度 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 事業計画 (案)

資料3

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会	開催 第544回委員会(4/19)	委員会	(委員会)	委員会	(委員会)	委員会	(委員会)	委員会	委員会	委員会	公聴会委員会	(委員会)	新型コロナウイルス感染症等の状況により変更あり
	協議・報告・その他	<p>○有効期間満了に伴うます網漁業の許可の取扱いについて</p> <p>○第1種区画漁業権(真珠養殖業)と第2種共同漁業権(張網漁業)の一斉切替に係るスケジュール(案)について</p> <p>○令和4年度事業計画について</p> <p>●令和3年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果について</p> <p>●令和4年度漁業調整関係事業について</p>	<p>○わかさぎ・しらうおひき網漁業の許可等に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について</p> <p>○ます網漁業の許可に係る制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について</p> <p>●ワカサギ漁期前調査に伴う特別採捕許可について</p> <p>●落とし網漁業の操業実績について</p>		<p>○有効期間中の許可の取扱いについて</p> <p>●令和4年度ワカサギ漁期前調査結果について</p> <p>●令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について</p> <p>・霞ヶ浦北浦産シラウオの横川吸虫検出結果について</p>		<p>○漁業許可に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について</p> <p>○第2種共同漁業(張網漁業)の免許の基本方針案について</p> <p>○第1種区画漁業(真珠養殖)の免許の基本方針案について</p> <p>○全漁調連東日本ブロック会議に係る令和5年度総会に向けた要望事項について</p>		<p>●漁業権にかかる資源管理状況等について</p> <p>●第2種共同漁業の海区漁場計画案の策定状況について</p> <p>●第1種区画漁業(真珠養殖)の海区漁場計画案の策定状況について</p> <p>●令和4年度全漁調連中央要望の結果について</p>	<p>○第2種共同漁業の海区漁場計画案について</p> <p>○第1種区画漁業(真珠養殖)の海区漁場計画案について</p>	<p>○第2種共同漁業の海区漁場計画案について</p> <p>○第1種区画漁業(真珠養殖)の海区漁場計画案について</p> <p>○公聴会の開催について</p> <p>●令和4年度ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について</p>	<p>公聴会</p> <p>○第2種共同漁業の海区漁場計画案について</p> <p>○第1種区画漁業(真珠養殖)の海区漁場計画案について</p> <p>委員会</p> <p>○第2種共同漁業の海区漁場計画案について(答申)</p> <p>○第1種区画漁業(真珠養殖)の海区漁場計画案について(答申)</p>	
全国海区漁業調整委員会連合会		第58回通常総会(宮城県5/19)	事務局長会議(岡山県)				東日本ブロック会議(神奈川県)	事務局職員研修会(三重県)					
茨城県海面利用協議会					海面利用協議会・霞ヶ浦北浦海区部会						海面利用協議会・霞ヶ浦北浦海区部会		

◎諮問 ○協議 ●報告

許可期間満了日：わかさぎ・しらうおひき網漁業 令和4年7月20日
 // : ます網漁業 令和4年7月27日

令和3年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果について

令和4年4月19日

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

1. 採卵実施期間

霞ヶ浦地区：霞ヶ浦漁協1/11～2/17 麻生漁協 1/24～1/26

北浦地区：きたうら広域漁協 1/24～1/29

2. 令和3年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果

組合名	採捕回数 (延べ)	採捕数量 (kg)					シュロ 枚数 (枚)	キンラン 数 (本)	分離 卵数 (万粒)	合計 卵数 (万粒)
		オス	メス		未判別	計				
			成熟	未熟						
霞ヶ浦漁協	14	4.6	5.1	0.7	126.2	136.6	1,523	340	1,170	11,918
土浦支部 かすみがうら支部 小美玉支部 玉造支部 阿見町支部 (自然採卵施設)		自然採卵施設で実施								
美浦村・古渡支部	14	-	-	-	126.2	126.2	821	300	1,170	8,881
稲敷支部		1.6	3.1	0.7	-	5.4	472	40	0	2,278
麻生漁協	2	5.0	6.0	0.8	-	11.8	900	0	0	3,000
霞ヶ浦 計	16	9.6	11.1	1.5	126.2	148.4	2,423	340	1,170	14,918
きたうら広域漁協	6	13.6	4.9	2.9	-	21.4	1,275	(100)	0	4,245
大和支部	3	1.1	0.4	0.4	-	1.9	92	0	0	306
		霞ヶ浦漁協より提供				0	0	(40)	0	(800)
		霞ヶ浦漁協より提供				(1.755)	(330)	0	0	(1,099)
北浦支部	3	12.5	4.5	2.5	-	19.5	1,183	0	0	3,939
		霞ヶ浦漁協より提供				0	0	(60)	0	(1,200)
北浦 計	6	13.6	4.9	2.9	-	21.4	1,275	(100)	0	4,245
合計	22	23.2	16.0	4.4	126.2	169.8	3,698	340	1,170	19,163

注1) 自然採卵施設の合計8,881万粒のうち4,721万粒を他漁協等に提供

注2) () の数は集計に含めていない

注3) 1/21～2/28は特別採捕許可による

3. 平成29年～令和3年度の採卵計画と実績

組合名	年度	採捕回数 (延べ)	ワカサギ採捕数量(kg)					採卵計画 (万粒)	採卵実績 (万粒)	実績/ 計画 (%)
			オス	メス 成熟	メス 未熟	未判別	計			
霞ヶ浦漁協	H29	33	572.0	60.6	112.2	-	744.8	33,500	34,645	103%
	H30	46	92.8	103.1	167.9	378.1	741.9	33,000	25,995	79%
	R1	26	43.9	13.7	74.5	207.2	339.3	33,100	18,806	57%
	R2	32	18.3	6.0	2.6	250.3	277.2	33,100	12,040	36%
	R3	14	4.6	5.1	0.7	126.2	136.6	34,600	11,918	34%
麻生漁協	H29	2	38.0	5.0	0.0	-	43.0	4,950	4,795	97%
	H30	2	22.0	1.5	0.0	-	23.5	4,950	3,563	72%
	R1	2	7.5	3.5	0.5	-	11.5	4,950	2,667	54%
	R2	2	9.0	4.0	0.0	-	13.0	4,950	3,400	69%
	R3	2	5.0	6.0	0.8	-	11.8	4,950	3,000	61%
きたうら 広域漁協	H29	10	52.9	16.7	7.7	-	77.3	10,000	13,124	131%
	H30	5	75.0	12.6	5.2	-	92.8	8,000	9,627	120%
	R1	6	8.7	3.1	1.3	-	13.1	8,000	3,697	46%
	R2	6	21.7	4.0	2.7	-	28.4	8,000	4,831	60%
	R3	6	13.6	4.9	2.9	-	21.4	8,000	4,245	53%

注4) きたうら広域漁協は平成29年度は3支部で実施、平成30～令和3年度は2支部で実施

令和 4 年度 漁業調整関係業務について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

1. 漁業制度に関すること

漁業の実態及びそれを取り巻く環境変化を把握し、令和 2 年 12 月に改正漁業法が施行されたことを踏まえ、漁業権漁業や知事許可漁業等漁業に関する制度を適切に運用するとともに、漁業者自身による自主的な漁業管理体制の確立を推進する。

2. 漁業権漁業に関すること

現在、当海区においては、36 件の漁業権が免許されている（表 1）。改正漁業法の施行に伴い、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、漁業生産力を発展させるための計画の策定及び点検作業と資源管理の状況や漁場の活用状況等の報告が義務付けたため、地域の実情に沿った適切な助言・指導を行う。

なお、第 2 種共同漁業権（張網漁業）と第 1 種区画漁業権（真珠養殖業）については、令和 5 年 8 月 31 日をもって免許期間が満了するため、今年度より漁場計画の策定等の免許関連手続を開始する。

表 1 霞ヶ浦北浦海区における漁業権の状況

漁業の種類	漁業の名称	免許件数	免許期間
第 2 種共同漁業	大型雑魚張網漁業	18 件	H25. 9. 1～R5. 8. 31
	小型雑魚張網漁業		
第 1 種区画漁業	小割式養殖業	14 件	R1. 9. 1～R6. 8. 31
	真珠養殖業	4 件	H25. 9. 1～R5. 8. 31

3. 知事許可漁業に関すること

今年度は 2 漁業について、知事許可漁業の有効期間満了に伴う許可が予定されている（表 2）。改正漁業法に基づき、制限措置に関する漁業調整委員会への諮問と公示を経て、許可申請の受付を行う。

表 2 知事許可漁業の一斉更新予定

漁業の名称	漁業種類	許可満了日	許可件数 (4/1 現在)
小型機船 底びき網漁業	その他の小型機船底びき網漁業 (わかさぎ・しらうおひき網漁業)	R4. 7. 20	263 件
建網漁業	ます網漁業 (張網漁業)	R4. 7. 27	23 件

(参考) 知事許可漁業の許可件数 701 件 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

4. 特別採捕許可に関すること

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (1) ワカサギ漁期前調査（水産試験場内水面支場） | 6月下旬～7月上旬(予定) |
| (2) ワカサギ人工ふ化放流事業（張網による親魚採捕） | 1月下旬～（予定） |
| (3) 帆びき網漁業（伝統漁法の承継及び観光） | 周年（年間特採） |

5. 漁業秩序維持及び漁業取締に関すること

法令遵守の徹底をはじめ、漁業者の内部規制については、漁業者組織（漁協・漁業者部会）が中心となって対応できるよう支援していくほか、遊漁者等による違法な採捕行為（外部密漁）などについて、県と漁協が連携して対応するなど霞ヶ浦北浦の漁業秩序維持に必要な取り組みを実施する。

6. 海面利用の調整に関すること

霞ヶ浦北浦における円滑な海面利用を図るため、漁業者と遊漁者や海洋性レクリエーション関係者との調整を行う。

- ・海面利用協議会 令和4年8月、令和5年2月（予定）
- ・遊漁実態調査等 令和4年5月・令和5年1月（予定）
…遊漁（ワカサギ釣り等）及び海洋性レクリエーションの実態把握

7. 資源管理型漁業の推進及び資源の利活用に関すること

- ・霞ヶ浦北浦の水産資源を持続的に有効利用するため、漁業者の実施する『茨城県資源管理指針』（ワカサギ）に基づいた取り組み等を支援する。
- ・漁業者部会等において、漁業者の実施する漁獲対象魚種の資源管理及び利活用対策に関する取り組み等について支援する。

8. 漁船管理、漁港管理、保護水面管理に関すること

- (1) 登録漁船の検認や各種申請手続の指導等を通じて漁船管理を適切に行い、漁業秩序の維持等を図る。
- (2) 漁港の適正な管理指導を行う。
 - ・県管理漁港：麻生
 - ・市町村管理漁港：沖宿、牛渡、手賀、荒宿、五町田、小高、木原、白浜、安中、志戸崎
- (3) 水産資源の保護培養を図るため、保護水面を適切に維持管理する。
 - ・不鮮明な標示の補修、保護水面・禁止区域内における遊漁指導など

9. その他

- (1) 操業時の事故未然防止に対する啓発活動の随時実施、安全な操業体制の推進
 - ① 夜間操業における灯火の徹底
 - ② ライフジャケットの着用義務化に対する周知 など
- (2) 船外機の盗難事件等に対し漁協等が実施する周知・啓発活動の支援

第3期中期運営計画（令和4～7年）

背景1：水産業をとりまく社会情勢

- 世界の水産物需要の増加、日本の水産物消費量の減少
- SDGs（持続的な開発目標）や環境問題の国内外での高まり
- 日本近海の海水温の上昇と海洋生物の分布・回遊の変化
- ICT等の新技術を用いたスマート水産業の進展
- 改正漁業法は、水産資源の保存・管理を適切に行うことは国と都道府県の責務と明記
- 漁業就業者の高齢化・減少

背景2：県総合計画における水産業の方向性

新たな茨城県総合計画の基本理念「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた4つのチャレンジの一つ「新しい豊かさへのチャレンジ」において、水産業は「儲かる水産業の実現のため、沿岸漁業における効率的な生産体制の構築や企業的经营体の育成、大規模水産加工場や養殖事業者の誘致及び養殖技術の開発」を主な取組としている。

【数値目標】

- ①漁労収入1億円以上を達成した沿岸漁業経営体数：12経営体
- ②ICTを導入した養殖業経営体数：3経営体

社会情勢の変化に対応し、県総合計画の実現を目指す試験研究を推進するため、水産試験場においては、①水産資源の効率的かつ持続的利用するための研究、②新たな養殖技術の開発と魚類防疫対策研究、③産地販売力の強化と美味しい魚を提供するための水産物利用加工研究を研究の柱とする第3期中期運営計画を策定

試験研究（重点推進事項：ロードマップ※で進捗管理）※別添

- 1 水産資源を効率的かつ持続的に利用するための研究
 - 【海面】・底びき網漁業対象魚類の資源水準・動向を評価、メヒカリ・マダコの漁況予測・イワシ、サバ類、シラス等の回遊性資源の漁況予測情報の発信と予測精度の向上
 - ・ハマグリ、アワビ等の持続的な資源利用方策の提案
 - ・海洋環境の変化と影響の把握
 - ・ICT技術を活用し、魚群・水温情報をリアルタイムで共有するシステムの構築
 - 【内水面】・霞ヶ浦北浦におけるワカサギ、テナガエビ等の資源減少要因の究明
 - ・涸沼のヤマトシジミの持続的な資源利用の提案、アユ等の増殖技術の開発・改良
- 2 新たな養殖技術の開発と魚類防疫対策研究
 - 【内水面】 コイ、チョウザメ類の効率的な養殖技術の開発
 - 【陸上養殖】 深海性エビ類（ブドウエビ）の養殖技術の開発
- 3 産地販売力強化と美味しい魚を提供するための水産物利用加工研究
 - ・シラスの漁獲段階からの鮮度管理技術開発、
 - ・干物等水産加工品の品質向上、生食用凍結品の開発

成果の伝達普及・指導等

- 1 技術・研究成果の伝達普及・指導・相談業務
 - ・技術・研究成果や漁海況予測情報の発信、水産物の衛生・鮮度管理等、幅広い技術指導
 - ・漁業活動の安全確保のための無線による気象や船舶航行に関する情報提供
- 2 広報・普及啓発

業務の質的向上、効率化のために実施する方策

- 1 全体マネジメント
- 2 県民ニーズの把握と他機関との連携
- 3 外部資金の活用や内部人材育成 など

1. 水産資源を効率的かつ持続的に利用するための研究 ①海面

漁獲可能量（TAC）管理制度の適切な運用に向け、資源評価の精度向上と対象魚種の拡大に取り組むとともに、鹿島灘はまぐりについて、漁業者へ持続的な資源利用方を提案する。

精度の高い漁海況予測情報を提供し、漁業者の効率的な操業や、流通加工業者の計画的な生産を支援する。

研究の方向性

- 漁獲可能量（TAC）管理制度の適切な運用
- 水産資源の持続的な利用
- 漁業者の効率的な操業支援
- ICT技術の活用

重点研究課題

- ①資源評価の精度向上と対象魚種の拡大 <拡充>
マアナゴ、スズキなど10魚種追加
評価基準の見直しによる精度向上
- ②持続的な資源利用方策の提案
漁獲シナリオ提示、種苗放流効果算定
- ③効率的な操業支援
漁海況予測情報の精度向上
ICT技術を活用した情報共有システム <新規>

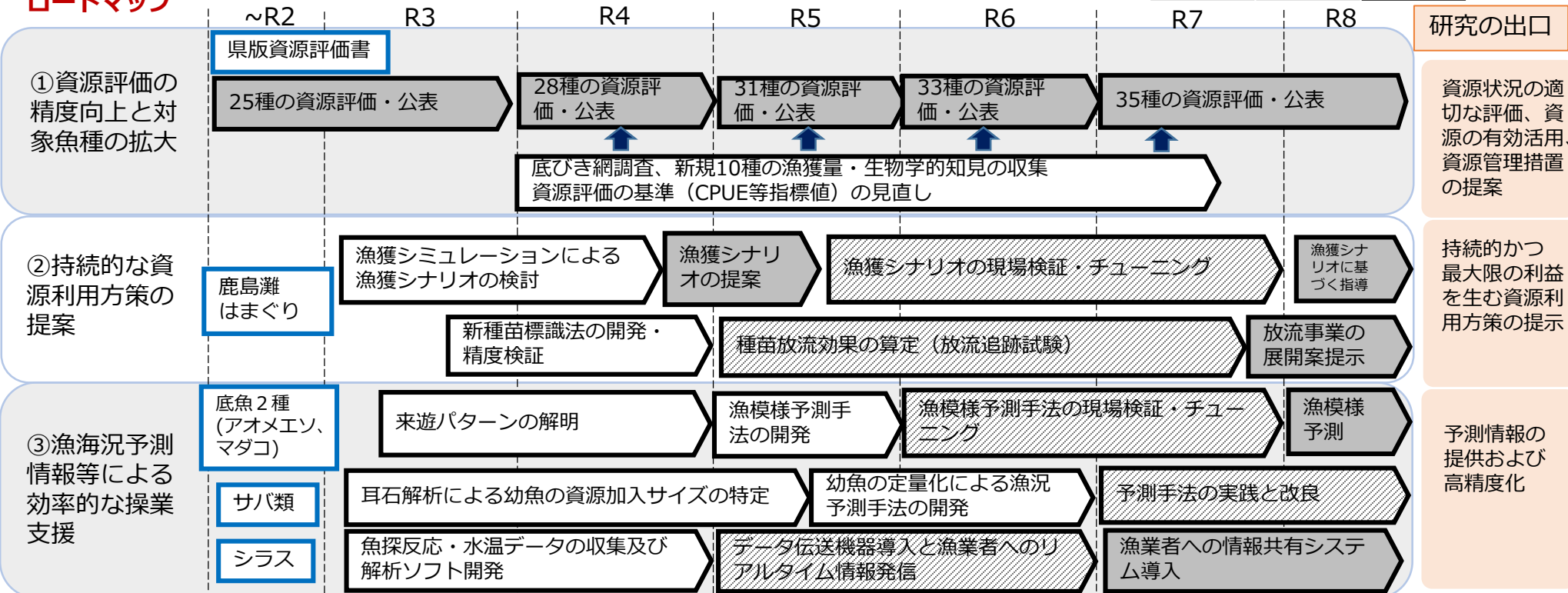
目標(2025)

資源評価魚種数 35件

農林水産部基本指針で関連する目標
・漁労収入1億円超を達成した沿岸漁業経営体数の累積 12経営体(2025)



ロードマップ



1. 水産資源を効率的かつ持続的に利用するための研究 ②内水面

霞ヶ浦北浦では、ワカサギ、シラウオ、テナガエビなどについて、資源減少要因を究明しその対策を提案する。
内水面では、ヤマトシジミの資源利用手法の提案やアユ等在来有用魚種の増殖技術を開発する。

研究の方向性

- 主要魚種の資源減少要因の究明
- 水産資源の持続的な利用
- 在来有用魚種の増殖対策

重点研究課題

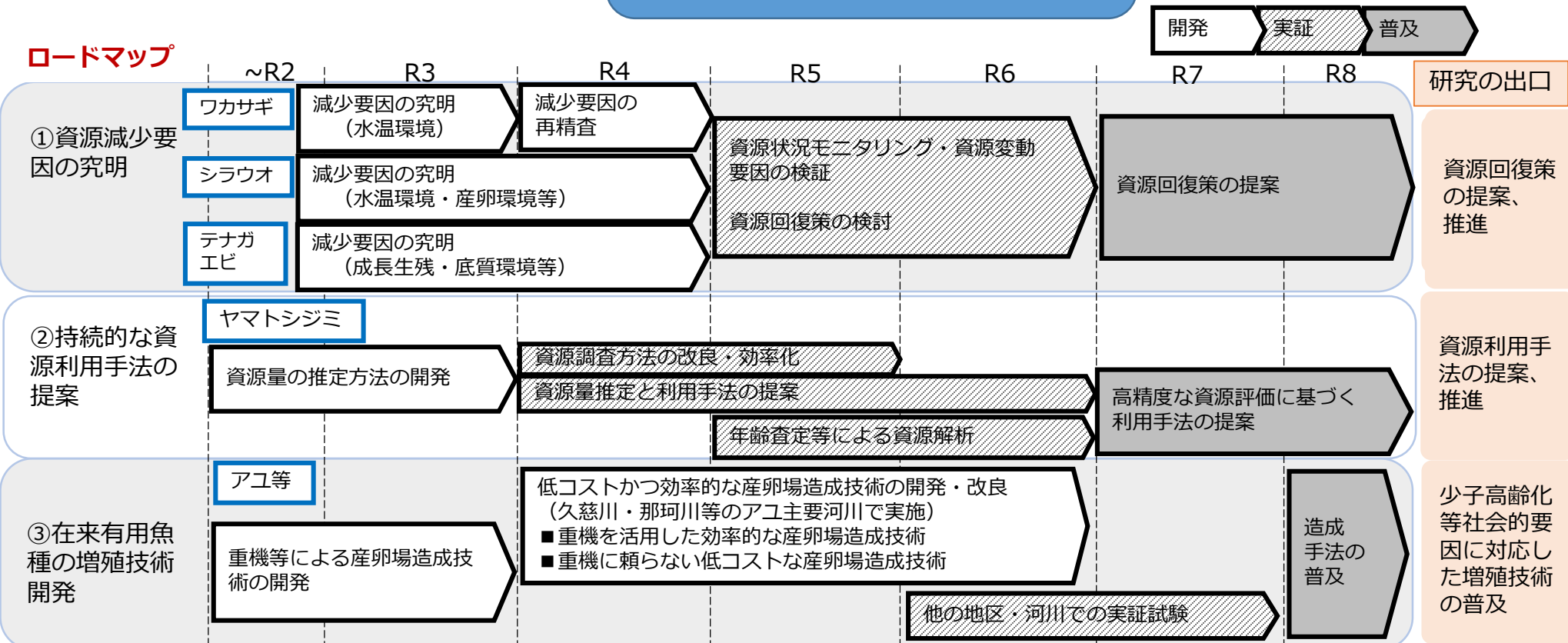
- ①ワカサギ等の資源減少要因究明 <拡充>
減少要因の検討、資源回復策の提案
- ②持続的な資源利用手法の提案
ヤマトシジミの資源量の推定と効率化
- ③在来有用魚種の増殖技術開発
産卵場造成技術の開発・改良

目標(2025)

産卵場造成技術開発・改良件数
6件

農林水産部基本指針で関連する目標

ロードマップ



2. 新たな養殖技術の開発と魚類防疫研究

養殖業の経営安定化に資する効率的生産技術や高付加価値化技術等を開発する。
 チョウザメ類養殖については、効率的なキャビア生産に資する養殖技術を開発する。
 また、養殖産業創出のために、参入を希望する業者に移転するための海産魚介類の飼育技術の開発を行う。

研究の方向性

- 養殖生産の効率化
- 養殖生産物の付加価値向上
- 養殖産業創出のための陸上養殖技術の開発

重点研究課題

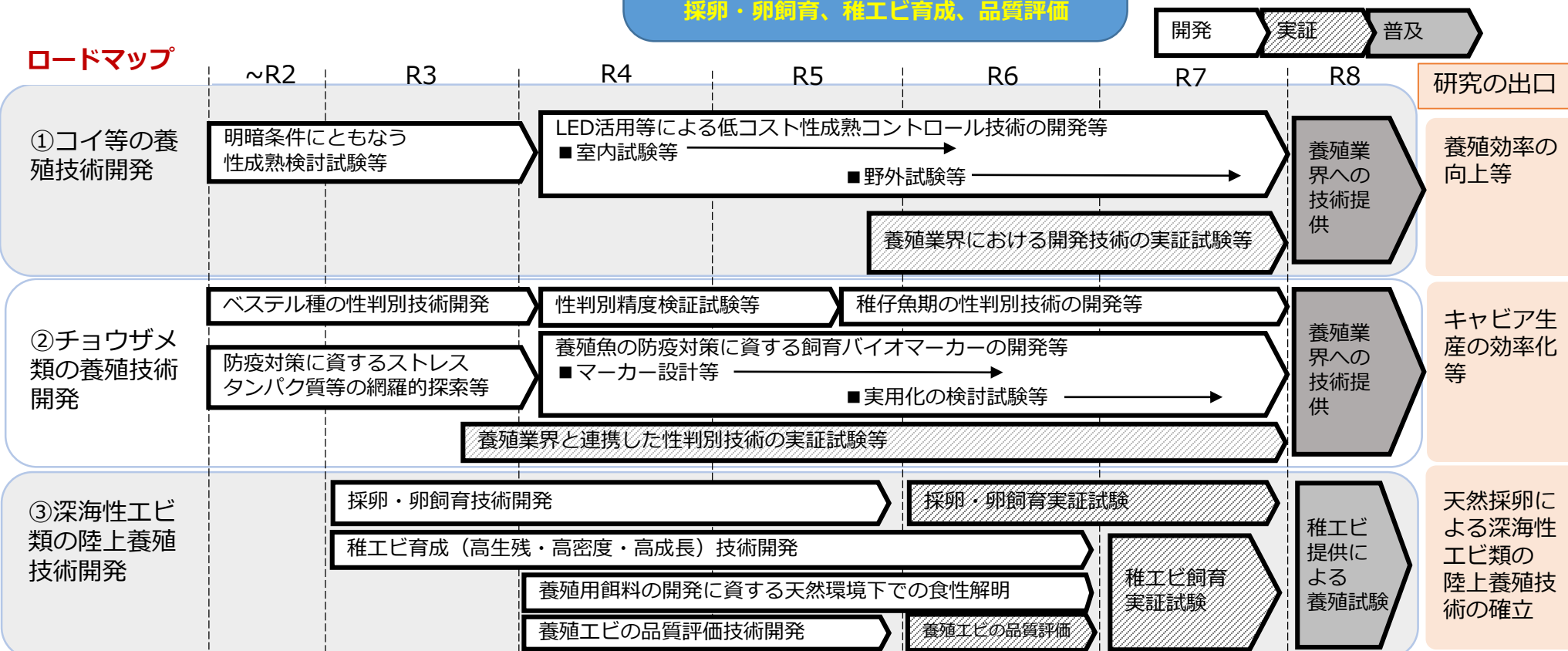
- ①コイ等の養殖技術開発 <拡充>
 性成熟コントロール技術の開発
- ②チョウザメ類の養殖技術開発 <新規>
 早期性判別技術の開発
 飼育バイオマーカーの開発
- ③深海性エビ類の陸上養殖技術開発 <新規>
 採卵・卵飼育、稚エビ育成、品質評価

目標(2025)

新たな養殖技術開発数 **3件**

農林水産部基本指針で関連する目標
 ・陸上養殖参入事業者数3経営体(2025)

ロードマップ



3. 産地販売力強化と美味しい魚を提供するための水産物利用加工研究

シラス干し等の品質向上を図るため、漁獲から加工場搬入にいたる新たな鮮度管理手法を開発する。
酸性電解水等を活用した品質保持期限延伸の技術開発や、汎用性のある凍結品など実需者ニーズのある水産加工品の開発に取り組む。

研究の方向性

- 産地販売力の強化
- 実需者ニーズのある水産加工品の開発

重点研究課題

- ①漁獲段階からの鮮度管理技術の開発 <拡充>
船上でのシラスの鮮度管理
- ②汎用性のある凍結品の開発
メヒカリ（アオメエソ）の凍結品
- ③水産加工品の品質向上技術の開発 <新規>
酸性電解水を活用した殺菌手法

目標(2025)

鮮度管理手法開発数 **3件**

農林水産部基本指針で関連する目標
・県産シラスの平均単価と主産地単価との比較 ±0円/kg(2025)

ロードマップ

